

地域づくりを支える関係人口受入事業の留意点

1. 本事業が想定する「関係人口」について

- ・申請団体の構成員以外で、活動地域以外から事業に参画する方のことを言います。
- ・イベント等への参加や仕事上の関わりだけでは、関係人口として対象になりません。
⇒一時的な参加や金銭的な関わりではなく、継続して事業への参画が見込めるかどうかが必要になります。

2. 対象となる事業について

○対象となる事業

- ・申請団体が自ら実施する活動で、新規性がある事業。
⇒既存の活動に、関係人口を受け入れるだけでは対象になりません。
- ・継続的な実施が見込める事業。
⇒一過性のイベント等ではなく、継続的な事業の実施、関係人口との関わりが見込めるものが対象となります。
- ・関係人口の関わりしろが用意できる事業。
⇒単に関係人口に参加してもらっただけでなく、事業の中で関係人口に具体的な役割や地域の方々と関わることを用意してください。

○対象外となる事業

- ・単に営利を目的とする事業
- ・政治的、宗教的活動と認められる事業
- ・国、県等他の補助事業の対象となっている事業

3. 受入機運が醸成されている団体について

次に掲げる条件のいずれかを満たしている団体を指します。

- ① 地域計画や事業計画の中に関係人口の受け入れに関して盛り込まれている団体
- ② 当財団が実施する関係人口アドバイザー派遣事業等を活用している団体
- ③ 関係人口の受入実績がある団体
- ④ その他財団が適当と認める団体

4. 助成対象経費について

(1) 活動支援助成

○対象となる経費

- ・賃借料
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・消耗品費
- ・その他事業実施に必要と認められる経費

○対象外となる経費

- ・助成団体が主体とならない事業（再分配・助成等）
- ・事業に関係しない費用
- ・事業で専ら使わない費用

- ・従前からの経常的活動経費
- ・用地取得費、施設設備整備費
- ・団体構成員に対する支払い（構成員が所有する物件への賃借料等や謝金等）
- ・関係人口に対する支払い（謝金等）
- ・汎用性が高いもの（案件ごとに判断）
- ・同一事業・経費に対して、国・県等からの補助が充当されているもの
- ・その他交際費、会議費等、関係人口の受入に必要と判断されないもの

（2）受入促進助成

・旅費交通費助成の対象

① 島根県外から参加される場合

② 島根県内から参加される場合は関係人口の居住地から活動拠点までが片道30km以上の場合

（ただし、離島・本土間での参加は30km未満でも対象とします）

⇒関係人口の所在地から受入地域の活動拠点までをルート検索し、距離を算出

・現地での宿泊費（素泊まり）や、公共交通機関の運賃、車賃が対象になります
⇒領収書等の証拠書類が必要（宛名の団体名・個人名は問いません）

・関係人口1人1回の参加にかかる旅費交通費の半額（最大2万円（税込）まで）を助成します

⇒参加にかかる往復の交通費、宿泊費を合算した1/2の金額を助成します

【補足】

①宿泊費…素泊まり料金が対象になります（食事部分は対象外）

計上できる上限は7,600円/泊

②パック旅行…食事が含まれている場合、パック旅行に示された食事代を差し引いた額を助成対象とします。

食事代が示されていない場合は、食卓料想定として朝食（700円）、夕食（1,500円）を差し引いた額を助成対象とします。

③自家用車…ルート検索に基づいて移動距離を算出

20円/km×距離を助成対象とします

5. その他

- ・助成額は千円単位となります。（端数は切り捨て）